

大阪府障がい者施策推進協議会
第3回 第6次大阪府障がい者計画策定検討部会

日時：令和7年9月9日（火）
午後2時30分から5時00分
場所：大阪赤十字会館302会議室

■出席委員（五十音順、敬称略）

つぐみ法律事務所 弁護士	東 奈央
河南町高齢障がい福祉課長	安達 信介
障害者（児）を守る全大阪連絡協議会事務局次長	雨田 信幸
四幸舎和会理事長	大崎 年史
中小企業家同友会 全国協議会障害者問題委員会副委員長	奥脇 学
大阪難病連事務局長	尾下 葉子
大阪手をつなぐ育成会理事長	小田 多佳子
大阪自閉スペクトラム症協会会長	片山 泰一
大阪精神科病院協会 副会長	澤 滋
桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授	黒田 隆之
大阪府視覚障害者福祉協会会長	高橋 あい子
大阪聴力障害者協会会長	長宗 政男
四天王寺福祉事業団 四天王寺太子学園施設長	成澤 佐知子
大阪府精神障害者家族会連合会 副会長	堀居 努
大阪狭山市福祉政策グループ課長	前澤 友紀
大阪府民生委員児童委員協議会連合会 副会長	山崎 重彦

○事務局

定刻になりましたので、ただいまから大阪府障がい者施策推進協議会 第3回第6次大阪府障がい者計画策定検討部会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日、片山委員、澤委員、前澤委員におかれましては、ご都合によりオンラインの参加となっております。

また、山崎委員におかれましてはご都合により、15時頃の到着と伺っております。奥脇委員におかれましては、ご都合により16時45分頃にご退席ということをお伺っております。

現時点で総数20名のうち、15名と2分の1以上の委員の方にご出席いただいておりますことから会議が有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、事務局は障がい福祉室をはじめ関係課がご出席さしていただいておりますのでよろしくお願いします。

次にお配りしている資料の確認をさせていただきます。次第に記載の通り、資料1から4、参考資料1から3の計7点でございます。資料の不足等がございましたら、会議途中でも構いませんので、手を挙げていただくなどで事務局までお知らせ願います。

なお、大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開しております。配布資料と共に、委員の皆様の発言内容を議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。但し、委員名は記載いたしません。予めご了解いただきますようお願いいたします。

次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前を仰っていただくとともに、手話通訳ができるよう、ゆっくり、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、本日の資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、黒田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

○黒田部会長

よろしくお願いします。それでは早速始めたいと思います。今日は第3回目になります。だいぶ慣れてきたと思いますが、今日も少し長丁場になりますのでよろしくお願いいたします。では、はじめに本日の議題について説明いたします。

一つ目は第2回部会の議論の整理について、二つ目は生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」について、一つ目と二つ目はセットでいきたいと思います。三つ

目は生活場面Ⅱ「学ぶ」について、最後四つ目は生活場面Ⅲ「働く」についてとなっています。

前回の会議で、生活場面Ⅵに関連して、計画全体の構成についていろいろご意見がありました。その点を事務局の方で整理していただいています。整理に当たりましては、生活場面Ⅵの中身、内容も踏まえて、ご意見をいただくことになると思いますので、事務局の方からまずは議題１と議題２について、まとめて説明をお願いしたいと思います。説明終わりましたらご意見いただきたいと思いますので、お願いします。

【議題１：第２回部会の議論の整理について】

【議題２：生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」について】

○事務局

議題１についてご説明させていただきます。資料１をご覧ください。第１回・第２回部会において、さまざまご意見をいただきました。委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、資料１の通り、構成等を整理したところです。

１枚目の（１）基本原則、（２）共通場面につきましては、前回の部会でご説明しました通り、権利にフォーカスした項目の並び替えを行ったところです。２枚目、点字資料は５ページになります。第２回部会では、基本原則や共通場面と同様に生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」を前に持ってくる方が良いのではないかといった意見がございました。後ほど、議題２において詳細ご議論させていただきますが、生活場面Ⅵでは、四つの個別分野ごとの施策の方向性が示されており、障がいや障がい者への正しい理解を深めるにつきましては、共通場面②の障害者の差別の解消や虐待防止と関連しています。二つ目の障がい者の尊厳を保持するにつきましては、共通場面①障がい者の権利保障や、②障がい者の差別の解消や虐待の防止と関連します。三つ目の安全安心を確保するにつきましては、共通場面⑥地域の支援力の強化の防災の部分と関連しております。四つ目、十分な情報コミュニケーションを確保するにつきましては、共通場面④情報保障およびコミュニケーションの推進と関連しております。それらを統合する方向で整理させていただきました。

まだ、前回ご議論させていただきました生活場面Ⅰの個別分野ごとの施策の方向性のうち、四つ目の「まちで快適に生活できる」につきましては、安全で安心な地域生活のための環境整備や災害発生時の情報保障、安全確保の取り組みについて記載されております。いずれも共通場面③誰もが暮らしやすい環境の整備、共通場面⑥地域の支援力の強化の部分と項目と関連しておりますので、こちらについても共通場面に統合する方向で検討したいと思います。

次に共通場面という表現についてですが、現行の第５次計画策定時には、各生活場面に共通する地域の課題として、共通場面「地域を育む」として新たに設定したところですが、今回、整理をする中では、権利保障や、障がいの理解、環境整備、情報保障、人材確

保、地域の支援力の強化というのは、いわゆる場面というよりも、各生活場面に横断的に必要となる視点ではないかということ、前回、委員から地域とまちの違いについてご質問いただいたときに、地域を繋がりがある場所と定義したときに、「地域を育む」では少し場所が限定されるというところを踏まえながら、『各生活場面に共通する横断的視点』というふうに改めたいと考えます。

資料 3 ページ目、点字資料では 8 ページになります。先ほどの説明を踏まえ、整理したものを図示させていただいております。上から基本理念、基本原則その下に横断的な視点があって、俯瞰的に生活場面というのを覆っているというようなイメージで今回改めさせていただいております。

資料 1 の説明は以上となりますが、この議論につきましては、生活場面Ⅵの中身についても過不足ないかとかいったことも含めて、あわせてご議論いただく必要があると思いますので、続いて議題 2 の方に移らしていただきます。資料 2 をご覧ください。

資料 2 は、現行計画に記載されている内容のポイントを整理したものとなっております。現行計画においては、虐待防止法や差別解消条例の施行後にも、やまゆり園の事件をはじめ、障がい者の命と尊厳に関わる重篤な事件が相次いで発生。また、さまざまな場面における差別的な事案というのも発生しており、その対策を講じるために、障がい理解が浸透し、合理的配慮が当たり前提供される社会を作っていくことの必要性、また近年頻発しております自然災害や感染症等の発生も踏まえて、災害等の予防や応急、復旧対策がますます重要となってきているところです。

それらの課題に対して、(1) 障がいや障がい者への正しい理解を深める、(2) 障がい者の尊厳を保持する。(3) 安全・安心を確保する、(4) 十分な情報コミュニケーションを確保するといった個別分野ごとの施策の方向性を示しております。

(1) 障がいの正しい理解のところにつきましては、合理的配慮の提供や差別解消に向けた取組みの啓発、府民や障がい福祉サービス従事者に対する障がい特性、発達段階に応じた配慮など、障がい理解の促進について言及しています。

(2) 障がい者の尊厳を保持するでは、差別解消に向けた取組みの推進や虐待の未然防止、障がい者の自己決定の尊重について言及しています。

(3) 安全・安心を確保するでは、災害時における避難所のバリアフリー化等の環境整備や災害発生時の特性に応じた支援・配慮、個別支援計画の策定や当事者参加の避難訓練について言及しています。

(4) 十分な情報コミュニケーションを確保するでは、福祉情報コミュニケーションセンターを中核拠点とした意思疎通支援等の取組み、意思疎通支援を行う者の養成および資質の向上、障がいのある人ない人との間の情報格差の解消について言及しています。

以上が資料 2 の説明になります。参考資料 1 は、平成 28 年度に実施しました生活ニーズ実態調査の結果と分析をお示しさせていただいております。

これらの資料を参考にいただきながら、議題 1 の構成の見直しに対するご意見や、現行計画記載内容に関するご意見、現状の課題、取組みが進んで一定評価できること、次期計画に新たに書かないといけないのではないかとといったような、さまざまなご意見いただけますと幸いです。事務局からの説明は以上となります。

○黒田部会長

はいありがとうございます。

議題 1 と議題 2 について説明いただきました。確認ですが、資料 1 の 3 ページ目は上段と下段に分かれますが、上の方が今回、新しく構成を練られた案ということですね。

○事務局

はい。資料の 3 ページ目の上段は今回整理させていただきましたもので、下段にあるのは第 1 回部会で事務局が整理させていただいたもので、共通場面を土台としてその上に生活場面が六つあるというような説明をさせていただきました。この度、基本理念、基本原則、横断的視点のもとに、それぞれの生活場面があるというような形に変更させていただいております。

○黒田部会長

はいありがとうございます。

構成につきましては、資料 1 の 3 ページ目、上段が新しい構成としていかがですかということです。資料 2 が現行計画の生活場面Ⅵの内容になっています。現行計画を作るときに、後から追加したような最終的に本文の中に組み込む時期を失ってしまったところもあって、最後の生活場面Ⅵとして独立したのですが、今回それらの内容をもう一度見たところ、新しくまた計画を作るということで、組み替えと内容を本体の方に組み込んで再構成してみたということになっていると思います。

特に、生活場面Ⅵの何かが不要になったとか削除したところではなくて、内容をアップデートしつつ組み込まれたという形になっています。

ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○委員

意見をしたことで、こんなに早く新しい形を見せていただいたことについては感謝します。私はこの各生活場面に共通する横断的視点というのが、次期計画のすごく大切なところになるような気がしていて、期待をしております。

議題 1、2 のところでは三つ意見を言わせていただきます。

まず、共通する横断的視点のところに入っていく現行計画の生活場面Ⅵのところですが、ここを読んでいるときに、現行計画が進んでいる数年間にすごくいろんなことがあっ

たよなということを振り返りました。現行計画は、平成 31 年、令和元年から令和 2 年にかけて検討されていたのかと思うのですが、その時から令和 7 年までと考えると、絶対にきちんと振り返っていただきたいのはコロナです。コロナは非常に障がい者の生活に大きな影響を与えたので、現状の評価と課題と言ったら、この令和 7 年度を現状として評価するのではなくて、やはりこの時期、コロナのことは何らかの形で入れなければいけないのではないかと考えております。コロナについては、特に重度の障がいのある方は、いわゆる医療にかかることができなかった。ご家族の方も行けなかった。その傍ら、隣に住んでいる大学生がすぐホテルに行けるなど、本当に違いがあったのです。ここはやはり振り返るべきだと思っております。

二つ目は、資料 2 のところ出していただいた個別分野ごとの施策の方向性（２）障がい者の尊厳を保持するということに、虐待の未然防止ということが書かれていて、確かに支援者、福祉従事者の虐待というところは非常に大阪府も頑張ってくださっていると思いますが、実は現状は最も数字が多いのは養護者虐待です。大阪は全国トップの数字。良いとか悪いとかではなく、養護者虐待がこれだけの数があるならば、何か手立てを打たなければならないということを計画に示していただかないと支援者が虐待をするのも困るのですが、そちらばかりになって、本当の問題のところには届きにくいと思うので、ぜひ養護者虐待というのは入れていただきたいです。ちなみに、現行計画のこの部分をもう一度読み直しをしてきました。現行計画では、障がい者と暮らす家庭や親を適切な支援に結び付けていくとなっており、適切な支援が何かというと、障がい福祉サービスと成年後見制度なのです。障がい福祉サービスすら利用拒否される難しい障がい者のところに養護者虐待が起きているし、成年後見制度で何ができるのですかと思ったときに、やはりもっと次期計画は踏み込めるように、計画にそういった方針が入るとありがたいです。

三つ目最後です。（３）安全・安心を確保するということは、次期計画では地域の支援力を強化するということに入ってくるのかと思っております。現行計画では、医療的ケアの方のことは、きちんとつなげるということの記載があります。でも、ご存知の通り、大きな災害が起きたときに、最後まで残されて手が届かないのは、強度行動障がいのある方たちのような重度の知的障がいの方です。そのことが全く現在の計画に載っていないことに当事者としてショックを受けました。

次期計画で地域の支援力を強化するところに入れるのであれば、必ず、強度行動障がいの状態にある方が災害時も孤立しないようなことを目指すということを記載いただけたらと思っております。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。事務局の方から、何かありますか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。三つ大きな課題をいただいたと思っております。

コロナのことはまさに現行計画の見直し真っ最中だったかと思うのですが、今になってまた振り返ってどうかというのは、改めて考えないといけないことだと考えておるところです。

また、虐待の防止のところで、養護者虐待についてお話いただいたところですが、そういうことになる前に支援が必要だということを常々言っていたところですので、その観点からどのようなことが書けるかというのを検討したいと思います。

災害時のことについてもご意見をいただいております。本日、危機管理担当の部局が欠席しているところではあるのですが、我々としても共有しながら検討していきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委員おっしゃるようにこの計画が立ったときから今までかなりいろんなことが起こっていきまして、コロナの話もそうですし、合理的配慮というのはかなり考え方としては浸透してきていて、障がい者がいろんな支援を受けるとか、バリアフリーな環境にしていくというのが障がい者の権利として捉えられるようになってきたのも大きな違いかなと思います。強制もしくは知らない間に不妊手術をされるというようなことに対する判決、国の対応等も決まったということもかなり大きな違いになってくると思います。いろんなことが変わってきているかと思しますので、そういう観点からもご意見いただけたらと思います。他にいかがでしょうか。

○委員

資料2の(4)十分な情報・コミュニケーションを確保するについて意見を述べさせていただきます。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障がい特性や年齢に対応した、意思疎通支援や情報保障の確保が求められています。

現在、開催されている大阪・関西万博でも、先進技術を活用した、さまざまなコミュニケーション支援ツールが利用されています。私も万博会場をおとすれ、さまざまな体験をさせていただき、IoT、AI、ロボティクス、ビッグデータ、バイオテクノロジーといった新しい技術で、さまざまな地球規模の課題が解決される未来社会に触れることができ、今でもワクワクが止まらなくなった一人です。

ところが残念なことに、いざ万博のチケットを手に入れようとすると、パソコンやスマートフォンの画面を操作、入力しなければならないといった大きな壁がありました。私たち視覚障がいのある人にとって、画面上の任意の位置に映し出される「ボタン」を探し出すことはとても難しいことなのです。

電子決済やインターネットショッピング、スーパーのセルフレジといった、現代では、至極当たり前でとても便利なツールも、私たちには、まだまだ使いこなすには多くの課題がある機能なのです。

でも、日々進化する技術の恩恵は、障がいの有無に関わらずとても魅力的であり、ワクワクする未来への持続可能な社会の発展には欠くことのできないものでもあります。

だからこそ、こうした技術の進展から障がい者が取り残される事がないよう、障がいがある人の ICT の利用機会の拡大や活用能力の向上を支援する体制の整備がとても重要なのです。そのためには、拠点施設を設け、様々な障がい特性に応じた情報へのアクセスが円滑に行えるようにすべきだと考えます。

大阪府においては、現在の障がい者計画において、大阪府 IT ステーションを拠点として情報・コミュニケーションの確保に取り組むとされておりますが、支援内容の充実を図り、IT ステーションが、あらゆる障がい者にとって、大阪府の ICT サポートの中核となり、総合的な支援を実施していくよう、次期計画に位置付けるべきと考えます。よろしくお願いします。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。事務局の方からお願いします。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

情報テクノロジーの進展ということで、非常に目覚ましいものがありますけれども、それ自体は社会にとって非常に歓迎すべきことなのではございますけれども、やはり今ご指摘のように、誰もが取り残されないという観点は私どもとしても非常に重要なことだと思っております。

お話にもありましたが、大阪府の IT ステーションでは、現在でも情報コミュニケーションの確保ということでさまざまなセミナーとかをやっていますけれども、今後ますますそのニーズは高まってまいりますし、次期計画において、IT ステーション自体の拠点として位置づけをどのようにしていくか、ここも考えていかないといけないと思っております。

関係する意思疎通支援部会もございますので、そちらの方でも、いろいろ有識者の皆様のご意見を伺うなどしながら、その点は検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。IT ステーションの方も昔ちょっとだけ関わっていたこともあるのですが、かなり以前できた頃はワープロの練習だとか、エクセルを習うということが最初だったかと思うのですが、現在は誰もがスマホとか、ネットとかを使って、

一種のコミュニケーションツールだったり決済ツールだったり、するところがあると思いますので、そういったもの使いやすさというか、誰もが使えるようになっているのかどうかというようなことも IT ステーションとかで確認できるような仕組みというののもあってもいいかなと思います。

万博もかなり以前からいろんなところで意見が出ていましたけれども、ちょっと時間的に間に合わなかったのかもしれませんが、もっと当事者の人に最初から参画してもらって、視覚障がいの方、聴覚障がいの方、知的障がいの方、いろんな方に 1 回試してもらって、スタートしたらこんなことにならなかったのというのは思いますので、何かそういった機会をどこかで IT ステーション含めて提供できるような企業さんとかにも提供できるようなことがあればいいのかなと思いました。ありがとうございます。

○委員

まず、資料 2 のところなのですが、後ほどの資料 3、議題 3 にも関わると思うのですが、目指すべき姿として、社会全体に合理的配慮が浸透しているというところなのですが、合理的配慮は法律に基づく義務ですので、浸透という言葉はあんまり合わないと思っています。ただ、おそらくここで書かれている合理的配慮というのは、社会の心配りみたいな形で書かれていると理解します。

そういった心配りは浸透した方がいいと思いますが、合理的配慮という言葉を使うのであれば、民間事業者にも行政や国にも法的義務が課されておりますので、浸透という言葉ではちょっと不適切かと考えます。少し表現の工夫が必要かと思いました。

課題のところで大阪府条例施行改正により平成 30 年でしたか施行があったと思いますが、2024 年に差別解消法の改正法が施行され、法律に基づく合理的配慮義務が全ての民間事業者に課されたという形になっておりますので、この法律の改正施行というところも触れた方がいいのではないかと思います。

四つ目のポツなのですが、障がい理解が浸透し、合理的配慮が当たり前提供される社会とあるのですが、合理的配慮は非常に個別性がありまして、事業者側は、一生懸命合理的配慮をやりたいと思ったとしても、なかなか当たり前には提供できないということはやはりありまして、過度の負担、過重な負担というところだとか、それから申し出がなかったのではなかったとかですね、さまざまな条件にも関わるところなので、当たり前提供されるという表現は、合理的配慮が適切に提供される社会を作っていくとか、少し表現を変えた方がいいかというふうに思いました。

(1) 障がいや障がい者への正しい理解を深めるとありますが、深める前に、全然広がっていない部分もかなりあるかと思いますので、広げ深めるとか、広げるということも変えていただけたらいいなと思いました。

(2) の障がい者の自己決定の尊重のところ、成年後見制度、意思決定支援の質の向上とありますが、成年後見制度というのは、権利侵害の制度でもあると考えています。

意思能力を否定するような制度設計に基づいたところがありまして、国でも見直しの議論が行われているところです。成年後見制度の質の向上とおっしゃりたいのかわからないですけど、成年後見制度はまだまだ課題がありますので、成年後見制度の見直しも含めたいな表現にするとか、成年後見制度が良きもののように書かれていることが、果たしていいのかというところは疑問かと思っています。もちろんケースバイケースで、非常によく成年後見制度がうまく働いている事例もたくさんありますが、まだまだ課題は多いかと思っています。

計画構成案のところですが、3つの最重点政策のうち、本人の意向も踏まえた多様な暮らしの実現これだけ見ますと、確かにそうですねと納得かなというふうに思うのですが、その議論に至る経過として、入所施設や病院も含めた選択肢を認めるというような議論があったということで拝見しております。

もちろん施設が悪いとか病院が悪いということを言いたいわけではなくて、戦後の高度経済成長の中とか、家族を支える地域資源が非常に弱かったり理解が薄かったりしたために施設や病院に依存せざるを得なかった歴史があるというのは理解しています。ただ、統計資料によりますと、精神科病院で20年間以上入院している方の主な退院の理由としては、53%以上が死亡に基づく退院と拝見しています。その他、他科への転院を理由とした退院、これは救急搬送とか精神科を退院した上で他科の治療をするという形での対応も含めた数字になりますけど、80%以上の方が他科診療あるいは死亡によって退院したという形になっているので、やはり、長期になればなるほど地域に暮らすチャンスは非常に薄くなっているということを私たちとしては心に留めないといけないと思っています。精神科の病院だと統計資料が取れているのでこれでわかりますけど、入所施設なんかでも、長期の入所になればなるほど地域に出ることは非常に困難だと思います。その実態を理解した中で、本人がここに居ます、ここで暮らすことを私が選びますと言ったときに、それは本人の意思なのか。それを本人の選択だと評価していいのかというのは私たちとしては今までの歴史的なところも踏まえながら捉えなければならないのではないかなと思います。

多様な暮らしの実現の中に施設や病院も含めて選択と言われると、やはり障がいのある人の権利というか人権という観点からは少しブレーキをかけるべきではないかなと思います。国連の中でも2022年の国連勧告の少し前ですけど8月に脱施設化に関するガイドラインというのが示されています。その中に本人に対しての権利を徹底的に保障することが書かれていますし、そこができていない中で選択だと言ってしまうといいのかというのは、部会の中では一応議論をしておきたいなと思います。

○黒田部会長

はいありがとうございます。

前半部分は事務局の方に後でお答えいただきたいのですが、後の方の部分に関して、これまでの議論の中で、その選択肢の中に入所施設で構わない、社会的入院での精神科病院の入院を認めるという話は全くなかったと思います。なので、現行計画の最重点政策の入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進というのは踏まえた上で、障害者の権利条約等にもあるように、本人の意向、特に知的障がいの重度な方とか、精神障がいでのコミュニケーションがなかなかうまく取れない方たちに関しても、できるだけではなくて、必ずいろんな工夫をして、本人の意向を確認して、必要であればご家族のお話を聞いた上で、生活する場所を選択できるようにしていこうというようなことで、本人の意向をこれまで以上に重視した形で次期計画は進めていきたいと思います、意思決定支援という言葉が出てきた部分が多かったので、そのあたりのところで今回の枠組みのところの多様な暮らしの実現という形になっています。決して、社会的入院に関して私たちが良いとしているわけでもなく、現状の入所施設の状況をそのまま良いとしていることでもないとは思っています。

○委員

貴重な意見ありがとうございました。いろいろお話の中で入院の話がありましたので、発言させていただきます。先ほどいわゆるコロナ禍の総括をするべきではないかというようなご意見はもっともだと思います。障がいをお持ちの方が医療へのアクセスができなくなった期間があって、私たちも含めて、そういう方に対して何かできることがないかと、本来、いわゆる感染症である一般科の医療であるところ、精神科病院を含めて展開したという経緯がございました。これは皆さん、ご存じの方もあれば、ご存じでない方もいると思います。

同じように入所施設と病院というのが地域と二項対立でよくある議論なのですが、もう長年にわたって地域移行、脱施設化という欧米において、何十年も繰り返されてきた議論だと思います。その総論そのものはよろしいかと思いますが、いま国内で発生している事象というのはかなり違って、いわゆる高齢化に伴って発生している身体合併症というのは果たして地域が見られるのか、この感染症まさに身体合併症なんですけれども、いわゆる知的障がいがあって、精神障がいがあって、身体障がいがあって、かつそこにコロナという感染症が入った時に、そのおっしゃっているようなサービスが地域で十分受けきれなかったのではないかとこのことを現実として、まず受け止めるべきだと思うのです。

さらに、これは感染症に限りませんが、よくある病院とか施設で亡くなる方の割合というのは非常に表面的なデータで、一般科の療養病院で亡くなられる方の割合というのはご存知だと思って発言しますが、そこは終わりの時間を過ごされる方もいるわけです。ですから、病院に入院して最期を迎えられる方もあれば、地域の中で最期を迎えられる方もおられるという現状はしっかり理解すべきだと思います。

地域といわゆる入所施設、入院施設というのを古い概念だと思いますけれども、二項対立で考えるということそのものが、実はそこで生活されている方、治療されている方々に対して、何等かのスティグマを与えるのではないかとの懸念を持っていますし、もう一つですけれども、いわゆる、精神病床が諸外国と比べて多いというのは、そもそも統計データのカテゴリの相違であって、よくある国連が出している精神病床数に比べても、日本の病院の急性期精神病床数というのは諸外国と比べても決して多くない。これは公表されているデータですので、表面的なところだけを流してしまうというのは非常に懸念としては申し入れておきたいと思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

○委員

前回も言わせていただいたのですが、地域移行ということを言われ始めてから 20 年経って、もともと 20 年前に地域移行の対象となっていた入所施設にいる方が 20 年、歳を召されて、高齢化という問題にあたっている。そのところ、意思決定支援は非常に難しいけれども 1 人ずつ丁寧にということをお願いしたことと、もう一つの問題になってきているのは、施設に入りたいと言って待機をせっせとやっている方がたくさんいるということ。このあたりは施設のあり方の検討が国でされているということや、障がい福祉計画の地域移行の目標というところに繋がってくると思っていますが、現状、私が聞く限りは、地域移行しましたという数字を深く掘っていくと、いわゆるリハビリで入所されていた方が出ていく数というのが多くて、あとは亡くられたり、高齢介護の方の施設に行ったり、ちゃんとした地域移行はほとんどと言うと問題ありますけど、やっぱり年齢が若い方はできるけれど、高齢の方はできないという問題は障がい福祉計画をしっかりと確認していくと浮き彫りになってくるかと思っています。

待機の方は、令和 4 年度の数字ですが、親との同居率は、身体障がいの方は 47.5%、精神障がいの方は 68.8%、知的障がいの方は 91.2%で、知的障がいは圧倒的に 50 歳、60 歳になっても親と同居している。この同居率を解消していくためにはどうしたらいいのかというところで、親がもう介護できなくなったときに入所施設を待つというような問題も出てきているということです。

どうして親と同居するのですかと本人に確認したら、「ここがいい」とおっしゃる方が多いという数字が出ていますが、もう一つ、他を知らない体験したこともないことを選べないというような問題もあるので、生活の場を自分で決めるということはすごく深い話だなと思っています。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

委員どうですか。後半部分に関しては、いらっしゃらなかったもので、議論の流れるにはわかりにくいところもあったかなというふうに思うのですが、背景には今説明していただいたようなことがあったということです。

事務局の方で、前半部分の合理的配慮が浸透という表現はどうかといった話があったかと思います。今後、文面を変えていくなかで修正していくことになるかと思いますが。

○事務局

事業者の合理的配慮の提供義務化ですけど、条例では令和３年４月から義務化しておりまして、法律においては令和６年４月から全国的にも義務化されたところです。現行計画にも法改正についても書かせていただいているところです。それも踏まえまして、今後、障がい理解と合理的配慮の提供についてどのように周知啓発をしていけばいいのか、先ほどおっしゃっていただいた文言についてどのような文言が適切かなども含めて、また検討してまいりたいと考えております。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

資料２の概要は、現行計画の概要になっていますので、現行計画が作られてからこれまでの間にここに書いてある、その当時でいういわゆる浸透ですかね。今は義務化されていますが、社会全体にも合理的配慮が、企業や学校もそうですけれども、担当の人たちがいろんなことをするようになったというところでは浸透の時期が済んで、これからどう運用していくか、事例が積み重なっていった、進んでいくかということになっていくのかと思います。

成年後見制度のこともご意見ありがとうございます。さまざまな個人の権利を抑える制度でもありますので、いただいたご意見踏まえて、内容を変えていった方がいいかなと思います。ありがとうございます。

○委員

３点ほどお話をしたいと思います。

まず一点は、先ほど委員が言われていたコロナの件です。これは非常に大事な点だというふうに思いますので、ぜひしっかり検証をし、書き込むということも必要ではないかなと思っています。現在もまたコロナが増えてきている状況の中で、支援をする人たちにとっても非常に大変な状況が生まれているということで、お願いしたいと思います。

２点目です。先ほど来の暮らしのところにも少し絡めながらになりますが、資料２、めざすべき姿の障がい理解が浸透しているというところにも絡んでくるかと思っているのですが、この間、二つの事例にあたりました。

一つは、泉州地域で地域移行に熱心に取り組んでおられる方とお話する機会があったんですけど、グループホームからいわゆる一人暮らしに移行したという方で、1年経たなかったかで戻ってきたそうです。「なんで」って聞いたら、「怖かった」と。ご本人さんは知的障がいですけれども、その怖かったっていう中身はあまり詳しくお話をしてもらえてないみたいなのですが、やっぱり一人暮らしは良いだろうというふうに思いながら、ご本人さんにとっては、やっぱりすごく不安があったり、あるいはそれを支えるっていう仕組みがなかったりしたことなども、そういう言葉に集約されているのかなって思いながら聞いていました。

もう一つ、大阪市内ですけど、重度の知的障がいの方で重度訪問介護を月500時間の支給決定を受けて、ご本人さんご家族とお話する機会がありました。お母さん曰く、「グループホームじゃなく、私たちの横から離れて、自分で暮らしたいように、行きたいときに行きたい場所に行ける、そういう暮らしをしたい」という話をされていた。知的障がいでも月500時間はなかなか支給決定されないもので、すごいと思いながら、ご本人さんも聞いている限りは楽しそうに過ごされている。やっぱり暮らしの場をその人がどう選んでいるのかということは、すごくよく考えていかないといけない点ですけど、どんな場所であってもそういうことが保障できるということが必要ではないかと改めて感じたところで

す。

(3) 安全・安心を確保するに関わってですけど、2年に1回、『障害者の防災に関する大阪府内自治体調査』というのをやっています。現行計画に福祉と防災の連携というふうな書きぶりなんかもあって、災害対策法が変わったことによって、その視点が非常に重要視されていますけど、ものすごく地域差や自治体の考え方の差が強くあるということが、こういう報告書の中でもはっきりしてきています。

でも、災害が起こったときにどう対応できるというのは、本当に生命に関わる問題なので、それに地域差があったらいけないというふうに思うのですが、やっぱりそういうことをきちんと考えていくということが、大事ではないかなと思ったので、発言させていただきました。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。事務局は大丈夫ですか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。個別ケースのご紹介もいただきましてありがとうございます。また、今いただいたような視点も盛り込んで検討していきたいと思います。ありがとうございました。

○委員

2点あります。1つ目は、計画全体を見て、当事者の意見を反映することがとても大切だと思いますので、当事者の意見をヒアリングしていくことを、ぜひ盛り込んでいただきたいと思います。というのは、資料2の最後に障がいのある人ない人の情報格差の問題が書いてありますが、これは今まさに万博で起きていることなのです。

聴覚障がいの当事者にヒアリングしていない。万博協会は兵庫県の難聴者協会にヒアリングしたそうなのですが、大阪にも難聴者協会があるのに、なぜ兵庫なのか。さらにろう者と難聴者では基本的に必要な支援が異なります。ろう者には手話通訳が必要になります。難聴者は、文字通訳また文字による情報になります。共通しているのは、電光板などの文字による情報。これは両者にとって大切なことです。今の万博を見ると、本当に手話が入り入れられておらず、完全に見落とされています。公式アプリのユニバーサルサービスのところで検索できるのですが、文字通訳はたくさん出てくるのですが、手話通訳とか手話に関する検索事項は出てきません。そういったことがないように、行政の中でその特性に合う当事者にはきちんとヒアリングをしていくこと、それが必要だろうと思います。

もう一点、障がい者の生活を支える人材育成についてです。これは障がいを持っていない人だけではなくて障がいを持っている人、例えば、聞こえない人、聞こえにくい人で専門学校に通って福祉を勉強している人がいます。その人たちがきちんと資格が取れるような情報保障の配慮が必要だろうと思います。

同じ障がいを持つ当事者しかわからないことがあると思います。聞こえないだけではなくて、知的障がいと重複している聞こえない人のことをわかるのは聞こえない当事者だと思うので、今後、福祉人材確保の中で、障がいを持つ当事者が福祉の資格を取れるような施策が必要であるというふうに思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

まずは、ヒアリングをどこで行うのかということです。今後どんな感じでヒアリングされるか、当事者団体にも部会にも参加いただいていますし、来てないところにもいろいろ話をさせていただいているとは思いますが、そのあたりからいかがですか。

○事務局

はい、ご意見ありがとうございます。

当事者の皆様のお声を聞かせていただかないといけないというところで、次期計画の策定に当たりまして、アンケートも実施させていただいているところであります。そのアンケート用紙の中だけでは伝わらない思いもきっとあるという、ご指摘かと思います。どのような方法ができるかというのは、いろいろご相談させていただきながらになるかとは思いますが、ぜひ、ご意見をいただく機会というのは確保していきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○委員

当事者の意見というのは、政策内容をつくるためではなくて、政策を実行するときに当事者の意見を反映させる必要があるという意味です。

○事務局

はい。ご指摘ありがとうございます。

計画を実行するにあたって、その具体的な取組みを考えるに当たってということで理解いたしました。どのような方法ができるのかっていうのはこれからご相談させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。つくる段階と実行する段階と両方で当事者の方に参画していただくのは、権利条約等では当たり前に当事者の参画とは書かれていますので、必要かなと思います。今後もやっていきましょう。

人材育成の方もおっしゃる通りかと思います。委員がおっしゃられたように障がいのない人だけが、人材として何か資格取ったりとか、働いたりということではなくて、障がいのある方自身も、この業界で働いている方は結構たくさんいると思います。

後で生活場面Ⅱ「学ぶ」のところで私も言おうかと思っていたのですが、障がいのある大学生とか、普通校に通っている高校生もかなり増えてきています。そういった人たちの進路、就職先としても福祉やっていきたいという人もいます。そういった方々にも、ちゃんと情報提供するとか、そういったところも考えていけたらなと思います。

ありがとうございます。

ちょっと時間が押していますので、ご意見あるかもしれませんが、先に進んで、また後からこの場面に戻ってきていただいても構いません。予定では、10分ほど休憩を取ることになっています。10分休憩取らせていただいて、10分後に再開したいと思います。

オンラインの方で、今のところも含めてご意見ありましたら、休み明けすぐにでもお伺いできる方がいれば、お願いしたいと思います。コメント等で事務局にご連絡いただけたらと思います。

○事務局

それでは、15時45分から再開とさせていただきたいと思います。10分間休憩とります。よろしくお願いいたします。

【10分間の休憩】

○事務局

時間になりましたので再開させていただきます。オンラインの委員の皆様、議題 1・2 について何かご意見ご質問等ございましたらお願いします。

○委員

先ほども少し申し上げましたけれども特に災害発生時とか感染症発生時の際のアクセスの確保というのは重要だということは言うまでもないと思います。やはり、今回一番取り残された方々、高齢者施設とか障がい者施設とか家庭内で医療にアクセスできなかった方々がいたということが、今後、同じようなことが起こらないようにしっかり対策として考えるべきだと思います。

もちろんさまざまな形で病院団体も、行政の取組みに参画しながら入っておりますけれども、コロナもそうですが、能登も熊本も東日本の支援をしましたが、そこで発生している事象というのは安全地帯から見ている現場と全然違います。やはり、いわゆるアクセスが全くできない人が一番取り残されるということは本当に障がい者に関わらず、支援している方々も疲弊していますので、当事者の方、その支援されているご家族、ヘルパーの方、看護師、医療受診もそうですが、支援者支援を含めた形での支えが必要だと思います。

2 点目に関して、働く場というのは非常に重要だと思います。当然のことなのですが、その働く場を支援する障がい福祉サービスの質の担保というのは非常に重要だと思っております。さまざまな形でそういう施策に基づいてサービスが展開されるというのはいいのです。障がい福祉サービスから就労に繋がっていけるのかというのはやっぱり評価されるべきだと思っております。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。

事務局の方で何かコメントがあればお願いします。

○事務局

はい。ご意見ありがとうございます。

本当に重要なお話ばかりでしたので、今いただいたご意見も踏まえて検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。

では、ちょっと一旦ここまでの議論は、ここで止めさせていただいて、いろいろご意見いただいていますので、事務局の方で整理してまとめていただけたと思います。ま

た後で戻ってきていただいてもいいですが、とりあえず次の生活場面Ⅱ「学ぶ」に進みたいと思います。まずは、事務局から簡単でいいので説明をお願いします。

○事務局

部会長すいません。先ほどの議題 1・2 で生活場面Ⅵを共通場面に溶け込ませて、横断的視点にという大きな枠組みとして、何かご異論があるかないかだけは少し確認しておきたいと思います。

○黒田部会長

わかりました。資料 1 の 3 ページ目、計画構成案の上段の部分が、今回新しく考えていただいた枠組みですので、こちらの方で進めていただけたらと私は思っているのですが、これでよろしいですか。内容的に書き込むのは後から組み込みます。

○事務局

事務局から補足しますと、事前説明で各委員の先生方とお話させていただいておりますと、やはり尊厳というところは大事なので、いろんなとこに出てくるのも良かったというようなご意見もありました。尊厳の大切さということにつきましては、横断的視点にまとめるからといって軽んじるというわけではもちろんございませんし、その点は重々注意しながら、次期計画を策定していけたらと思っております。尊厳の大切さを前にしっかり持っていったって、各生活場面をそのもとでやっていくというようなことで考えております。よろしく願いいたします。

○黒田部会長

はい。「学ぶ」のところの説明をお願いします。

【議題 3：生活場面Ⅱ「学ぶ」について】

○事務局

議題 3「学ぶ」についてです。資料 3 をご確認ください。資料 3 につきましては先ほどと同じく、現行計画に記載されている内容のポイントを整理したことになります。

現行計画では、課題として、医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援をはじめとして、多様な学習機会の確保であったり、学校における合理的配慮の浸透、また働く力や生活する力を身につけるための教育の推進であったり、生涯を通じて学びたいときに学ぶことができる環境の整備というのを課題として、施策の方向性としては早期療育等を受け、教育を受ける、地域で学ぶといったような方向性を示させていただいております。

参考資料 2 は、令和 3 年度から令和 5 年度までの障がい児に対する支援体制の構築に係る成果目標の実績や、目標達成率、評価、分析、平成 28 年度のニーズ実態調査の結果分析などが取りまとめられております。

これらの資料を参考にいただきながら生活場面に学ぶについてご議論のほどよろしくお願いいたします。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

では、資料 3 は現行計画の概要となっていますが、これらのことを前提にして、いろいろご意見いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

資料 3 の現行計画の（２）教育を受けるのところで気になったのが、三つ目の通級指導教室や府立高等学校支援学校における云々であるのですが、ここに私立の高等学校とか私立の学校が入っていないことがちょっと気になっていて、ちょっと事務局に聞いたのですが、直接その指導監督はできないけれども、私学課といって、私立の学校とも連携して地域全体の教育を進めていくような課があると聞きました。私立学校が、例えば難病とか病弱の方であったり、軽度の知的障がいであったり、子どもたちをかなり支えてくれているなというのを、私が地域で学習障がいの子とかの学習支援をやっている、私立に通っている子がすごく多い。公立学校は減っていったので、その辺すごく増えていくと思うので、私立学校も自分たちの工夫ですごく頑張っていると思うけど、やっぱりちょっと知識が不十分で、愛でカバーしているみたいなことがすごく多い。愛が一番大事なので、それでいいのだけど、もっと何かノウハウがあれば学校も楽だし、子どもたちも生き生きできるし、両方に良いことだから、地域の学校の一つとして、私立学校もこういう学ぶというところに関しては、仲間に入れるというか、入ってもらって、私立学校も同じように支えるっていう仕組みというのがあるのかなのか。ないとしたら、次期計画に入っていったらいいのではないかな。ますます増えていく傾向にあるのではないかなと実感しています。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

おっしゃる通りかなと思いますが、事務局の方でどうですか。

○事務局

貴重なご意見ありがとうございます。先ほどの私立高校の支援というところですが、支援教育課では、地域支援整備事業というもので地域の小・中学校や高校の方に支援学校の

教員が出向いたりして支援教育についてアドバイスするといったような事業を行っていますが、私立の高校にも行っております。実際に私立高校からも一定数の相談というのがございます。支援学校のセンター的機能というところで、私立とも連携しながら取り組ませていただいております。

○委員

せっかくだから、実際に取組みが進んでいるのだったら、計画の中にも、地域の学校全体みたいな視点を入れて変えたらいいのではないかと思います。保護者とか実際に私とかが見たときに、府立だけと思ってしまった。一般の人が見る、公開されるものであれば、今回、文言を補足したらいいのではないかと思います。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

(2) 教育を受ける、下段のところ、府立支援学校のセンター的機能を発揮してというところが今回申し上げた内容でございます。我々としては公立学校での受け皿というところの一方で、私立高校、専修学校をはじめ障がいの子もたちが学ばれているという現状もあります。そちらに対しては、我々支援学校といたしましても、地域支援をリードしていくという立場でもございますので、こちらの活動っていうのもやっております、このセンター的機能というところに包括されているかというところでございます。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

今おっしゃっていただいた、センター的機能ですね。支援学校の役割として、専門的な教育的な機能というのを支援学校だけではなくて普通の一般の高等学校等にも共有していくって活動をいま頑張って進められています。そのあたりのところを、私立高校とか小学校も中学校も高校もそうなのですが、全体的に教育庁で頑張っていると思います。そのことをここに書き込んだらいいかなと思います。今、委員がおっしゃっていただいた私立高校にも含まれるのですが、今、通信制高校に通う高校生がものすごく増えていまして、少し前であれば、いろんな事情があって普通校に行けなかったので通信を選ぶというようなイメージがありましたが、今はもう最初から通う高校ではなくて、通信から選択する人がかなり増えています。勉強ができる子も頑張らないといけない子などあらゆる学力の子や障がいのあるなしに関係なく増えてきています。今後、その通信制の生徒というのも、学校や教育の中では対象にしていく必要があると思っています。時代はどんどん変わっているかと思います。

○委員

私の方から２点ほどご意見させていただきたいと思います。

先ほどの（２）教育を受ける、三つ目の自立支援推進校とか共生推進校の充実とか学習機会の確保ということで広く一般的に広げるということに関しては大賛成です。いろんなところも含めて、それを拡充していくべきかと思います。

共生推進校とか現場の状況を見ていると、障がい者のための理解がなかなかなくて、放ったらかしになっている現状だとか、うまく支援されていない現状、要するに教員の研修とかプログラムなど質の担保というところで、かなり支援学校以外の学校っていうのは質が低いって言われているところが僕ら現場で見聞きしている方の意見。これを入れるのだったら、教育の質の担保みたいなところも計画に入れていくべきではないかなというのが１点目です。

２点目は同じ（２）教育を受ける、四つ目の府立支援学校のセンター的機能を発揮というところがありますが、これは「学ぶ」のポイントなので注意しないといけないポイントかと思うのですが、医療と労働と福祉の関係機関との連携強化と書いてありますが、ここにあまり労働は入ってこないのかなという意識。厚労省と文科省がやっているトライアングルプロジェクトというのは、家庭と福祉と教育の連携ということを言われているので、ここにはやっぱり家庭との連携強化みたいなところも含めないといけないと思う。

もし、労働を入れるのであれば、センター的機能というのは、どこを主体にやるべきか、どちらに書くべきか、というのは労働サイドの目線からあります。例えば、障害者就業・生活支援センターが中軸となっているところがあって、学校も含めて支援学校の卒業生から、どういう風に生きていく社会をやっていくのか、センター的機能というのはどちらかというところに移るということなので、それは労働のことだから、「学ぶ」のところに関係ないのか。しかも、この１０月から就業選択支援事業が始まるので、労働と福祉と学校、特に支援学校との連携っていう現場においては、すごく連携強化って図れるのですけれども、それはそもそも府立支援学校のセンター的機能という視点からではないので、そういうところもちょっと分けて、巻き込まれる方と、「学ぶ」で全体的な機能をするものと分けて書いた方がいいのではないかなというのが２点目です。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。事務局の方でいかがでしょう。

○事務局

ご意見ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、教員の障がい理解というところにおきましては、自立支援コースや共生推進教室の設置校をはじめとする府立高校におきまして、教育センターが実施しております支援教育コーディネーター研修や、高等学校における支援教育推進フォーラムというものを開催しており、それらを通じまし

て、学識経験者からの基調講演や、具体的な実践例の共有など、障がい等により配慮を要する生徒に対する支援指導のあり方の手法を深めているところです。

とりわけ、自立支援・共生推進設置校においては、旧通学区域ごとの連絡会や支援担当者会などの会議を開催して、知的障がいのある生徒に対する学習方法や卒業後の進路支援等についての情報共有などを行って支援の充実に努めているところです。

一方、近年では医療的ケアを必要とする生徒をはじめ、多様なニーズを有する生徒が入学を希望されておりますことから、先ほどもありました支援学校のセンター的機能なども効果的に活用しながら、教員の理解や知識を深めているところで、高等学校への進学を希望される多様な子どもたちに対する必要な支援指導を進めているところでございます。引き続き支援をしていこうと思っております。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

○委員

いま、委員からあった福祉との連携ということもお話をさせていただきますが、0歳から18歳までの障がいのある子どもと見たときに、最も人数が多く、たくさんの仲間を抱えている団体が私達だと思っております。知的、発達障がいの子どもたちがどこの学校にもたくさんいらっしゃいます。

現行計画の内容を確認したときに、障がいのある子どもを取り巻く環境は、この数年で劇的に変わったと思います。そこはしっかりと次期計画にはその現状の評価と課題というところにしっかり入れていただきたいと思います。

先ほど委員がおっしゃった教育と福祉の連携は、平成30年度くらいに国からの通知が出て、その後も何度か通知が出て、最近では令和6年度にかなり分厚いものが出ております。国ではもう既に厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省で連名の通知で進んでいるのであれば、大阪府の計画には、ここにいらっしゃる皆さんそれぞれが同じ分量で関わるような書きぶりにならないと、連携とは言えないのではないのでしょうか。

今、委員はそこに労働とおっしゃったので、一歩進んで、大阪は労働を入れるというのはいいかなと思いました。

その他の子どもを取り巻く環境の大きな変化と言えば、こども家庭庁ができたこと、障がい児の入所施設のあり方も検討されているということ、それから、現行計画を見たときに、放課後等デイサービスというのは一体どこに入るのだろうか。大阪府は放課後等デイサービスをどこで、どういうものを目指すということを書こうとしているのかということも感じました。これだけたくさんの事業所ができて、これだけたくさんの子どもたちが利用しているサービスが、次期計画に何も載っていないというのはやはりとても違和感があります。放課後等デイサービスは、ただ預けるというサービスではありません。令和6年

度から5領域というものをやりましょうということになりました。この5領域は、支援教育のいわゆる自立活動・自立課題と共通しております。国語・算数・理科・社会ではなくて、障がいのある子がその状態、特性に応じて生きていくための力をつけるというところは同じです。そこをサービスの質として連携するのかというところは、やはり次期計画に放課後等デイサービスというものを入れて、ただ預かるだけではなく、質をちゃんと教育と連携して進めていくというようなことは、書いていただくと、当事者としてはありがたいなと思います。

もう一つが、令和3年度の放課後等デイサービス、児童発達支援、通所サービスの報酬改定のところで個別サポートという考え方が出ています。個別サポートⅠというのは、障がいの重い子ども、個別サポートⅡというのは、家庭の養育力が低いお子さんで養護的なことも必要なお子さん。それを放課後等デイサービス、児童発達支援で見るということがもう示されています。つまり、先天的な障がいだけではなく、環境で障がいがどんどん悪化していくところも、家族だけではなく、サービスで子どもの成長を支えようということに則ると、ここにいわゆる児童福祉のような考え方が「学ぶ」のところに入らなくていいのかということです。

課題ばかり申し上げておりますので、それをどうするかということは皆さんと一緒に考えたいと思うのですが、あまりにも現状が大きく変わっているということで、この現状の書きぶりというのは非常に重要だと感じているということをお伝えします。

○黒田部会長

はいありがとうございます。

放課後等デイサービスがこれだけ人気がたくさん出てきて課題が多くなってきたのも、ここ最近の時代の変化かと思います。事務局の方、それに対応して書きぶりを考えるということでもよろしいですか。

○事務局

はい。

○委員

「学ぶ」に関して、精神障がい者というのは中途障がいにあたるわけで、今までできたことができなくなってしまう方というのがすごく多くいらっしゃる。現行計画に学び直しという観点を感じられないというか、薄いと言いますか、ぜひ、そのあたりを盛り込んでいただけるような計画を立てていただければなと思います。

○黒田部会長

具体的には、こういった学び直しの機会といったことはありますでしょうか。

○委員

例えば、普通に生活のリズムが狂ってしまっているっていう方もおられますので、そこから立て直すということができるような場所があれば、そこからリズムを取り戻して、次の学びの段階にいけるかというのは常に考えています。

○黒田部会長

なるほど、わかりました。事務局の方で、何かコメントをお願いできますか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。生活リズムの乱れというふうなお話が今あったところですが、そういったところを整えていきながら、就労に繋がるということですかね。

精神障がいの方が生活を整えていく、仕事をするにあたって生活リズムのところが大切だということもあります。それを含めて、大阪府では職場適応訓練という形で障がいのある方が実際に職場に行っていて、試しに働いていただくというような事業を実施させていただいております。それは必ず雇用を見据えたということではなく、短い期間でもいいですし、週に何日という形でもいいので、事業所とその方のリズムが合ったような形で進められるようなということを調整しながら行っていただく事業をさせていただいています。

○委員

私が勉強不足だと思うのですが、そういう事業を実施されているということ、残念ながら存じ上げてなくて、そういう素晴らしい事業をされているのであれば、広く行き渡るように周知していただければと思います。

○事務局

わかりました。今年度、チラシ等も新しくしていますので、事業者も含めて周知できるようにしていきたいと思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

○委員

先ほどの委員のところに関連するかもしれないのですが、違っていたら、ご指摘いただければと思います。

まず、「学ぶ」というテーマなので、個別分野ごとの施策の方向性で、最初に療育から始まるのがどうなのかと、気になっています。

まず、(2) 教育を受けるが先に来た方がいいのではないかと考えていて、精神障がいとか中途障がい、あるいは発達障がいが小学校、中学校でわかるというようなことがあっても、さまざまな支援を受けながら学校教育を受け続けたりとか、もし退学してしまったとしてもいろんな形で病院の教育を受け続けることができたりという支援のところが(1) 療育を受けるに近いのかというような印象を受けています。

精神障がいの方からの相談の中でも、やっぱり大学受験でつまずいて、高校でいじめられてとか、すごくやっぱり学校時代で止まってしまっている方が非常に多く、精神障がいの方は知的に高い方が非常に多いので、すぐに「働く」というところに行かなくて、どうしても勉強とか、そこでもう少し頑張りたいって思ってる方もかなりいらっしゃる。そういったパターンについて、支援を受けながら教育の継続というところも含めたような工夫があった方がいいのかなと思いました。

その背景として、(1) 療育を受けるについては、どうしても医学モデルになってしまう。親御さんは自分の子どもに障がいがあるということに、自分たちもその障がいを知らない、わからない中ですごく混乱されて、治療に何とか繋がりたいというところで非常にもがいていらっしゃる方も多くいらっしゃいますけど、中でもやっぱりその療育というところが非常に重要なのだっていうのはすごくわかることです。

ただ、私たちも、もし乳児幼児検診を受けていたらどうなっていたかと胸に手を当ててみたら、もしかして私も引かかっていたかなと思いますし、早期に検査を受けるとことが果たして素晴らしいことなのか、もちろんいいことだと思いますけれども支援に繋がらないと障がいがありますとわかってただけでは、その後のところが見えず、しんどいというところに繋がっていきかねないかなと思います。やはり支援というところが重要なので、(1) は支援というところを重視した内容にしてほしいというふうに思いました。

(2) の言葉のところですけど、先ほども申し上げたのですが、合理的配慮は浸透ではなくて法的義務ですので、合理的配慮が確保されたというのはよくわかるのですが、学校環境の整備が、障害者差別解消法上の環境整備のことを言っているのか、合理的配慮の提供のことを言っているのかちょっとよくわからないというところがあるのでここは少し文言を見直していただけたらなと思っています。これは事務局の方でご検討いただきたいです。

めざすべき姿について、もう少し考えたらどうかと考えていて、現行計画では、「障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる」と、同じ場で学ぶだけでいいのかというのが、やはり合理的配慮だとかがない中で非常にしんどい思いをしているという子ども、生徒、親御さんのたくさんお話を聞かせていただく機会があります。本当は支援を利用しながら、合理的配慮を受けながら、ともに学び育つということがしっかり実現することが重要かなと思いますので、障がいのある子どもも大人もとか、

障がいのある人がということでもいいのですが、ともに学び育つことができるというような配慮の観点が見え隠れするような文言にさせていただけたらと思っています。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。事務局の方でどうでしょうか。

○事務局

はい。ご意見ありがとうございます。

一番に早期療育がきて、次に教育がきてという順番なのですが、現行計画では、当事者のライフステージの順番に鑑みた並びなのかというふうに認識しております。次期計画でもその切り口が最適なのかというのはまたいろいろご意見もいただきながら検討させていただきたいと思います。

いろいろ文言のことについてもご指摘ありがとうございます。その辺りも踏まえて検討はさせていただきます。めざすべき姿のところで、もちろん障がいのない人と同じ場で学べるだけでいいはさすがなくて、いろいろ委員のご指摘にあったような配慮が整い、環境整備が整ってからではないと同じ場でなんて学べないのだろうということを思います。そういったことが整ったからこそ、同じ場で学ぶことができているというのが、めざすべき姿というふうに認識しているところです。

○委員

30年前、すでに早期発見・早期療育と言われました。療育を受けたいと言われました。正直、療育というのは大事ですけど、1日の中の数時間、訓練は1週間に1回1時間とかで、一番大切なのは育つ環境整備です。委員がおっしゃったように、まずは保護者がしっかり障がいを理解し家庭環境を整える。別に療育機関に行かなくても、こども園や保育所幼稚園が特性に合った合理的配慮をしてくださる。そこが大切だということをもし次期計画で入れることができたらいいなと思っているのが一点。

もう一点は、「学ぶ」というのが、すごくもうなんかしんどいです。子どもたちは勉強のように学んで、大人になるのではなくて、たくさんを経験し、体験をして、育っていくわけです。タイトルが「学ぶ」でいいのかということも一度、ご検討いただけたらと思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

○委員

2点ありまして、1点は、大阪府下の小学校で時間数が足りないなかで、結構、福祉教育をしていただいている学校が多いです。これが中学校になると、全部がやるかという、私が見ている限り少なくなっています。

先ほども私学どうなっていますかというご質問がありましたけど、確かに支援学校の高等科では専門の先生方とか、職員の方がいっぱいいらっしゃいますので、そんなに心配はしてないのですが、私学の方では、やはり経営も大事なので、なかなか障がい者のことまで人を割いてやっていこうというのは、おそらく少子化で学校運営をしていく上で非常に無理があると思います。

確かに授業料無償化もいいですが、そうではないところにこの部会でスポットを当て、本来ならば切れ目のない、大阪らしい切れ目のない教育と福祉という観点をぜひ持っていたきたい。できたら組み込めたら素晴らしいというのが1点。

それから2点目ですが、多くの市町村で赤ちゃん訪問という活動をさせていただいております。これはなぜかという、小学校行って、支援が必要なお子さんが非常に多いというのもありまして。もちろん、医療的な問題であれば、保健所とか専門職である方々に見ていただく。それ以外の地域で声を上げられない、「うちの子、障がいある」とは誰も言いませんけど、そういう声を拾い上げて、「子育て」じゃなくて「子育て」、子どもがどういう育っていくか。児童委員は過去にお子さんを育てた経験者でもありますし、いま大阪府の児童委員については、「子育て」、「子育て」の両方を支援できるのであれば、どんどんやってくださいとていうお願いをさせていただいているのですが、まだまだやはり足りていると思いません。まだまだ微力なのですが、いろんな地域の中で活動をしたりとか研修会をさせていただいたりしている市町村がございます。そういうのに一緒になって、大阪府も基礎自治体の支援をぜひお願いをしたいと思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

地域には、民生委員など、非常に力強い、支えてくださる方がいらっしゃいますので、そういう方も含めてサポートしていただけたらと思います。

○委員

一つは参考資料2についてです。後で補足をしていただいたらいいかと思うのですが、障がい福祉計画の現状について書かれていると思うのですが、資料の中では、例えば、支援学校の児童数や現状、在籍数が増えているところとか出てきてあって、実際にも増えている状況があると思いますので、現状を把握するという意味で、ぜひ年度に応じた形での情報提供をいただければというふうに思っています。

2点目ですけれども、資料3(2)の教育を受ける、上から四つ目の府立支援学校のセンター的機能を発揮、関係機関の連携強化ということで、次の議題にも繋がってくるかと

思うのですけど、先日、出来島支援学校で就労系事業所との連携を進めたということが大阪府のホームページにも出ていたと思います。いろいろ聞いていると、支援学校の敷地内を活用してこういうことをするというのは、おそらく全国的にも初めての取組みというふうには聞いているのですけど、今後もそういうことをやっていくのか、それも一つの方向かと思いながら、ただ一方では教育環境の充実という中で、過密課題の現状とか、教員不足の問題とか、さまざまな現状があるので、これは要望的な話になってしまうかもしれないですけど、現状にきちんと対応するという方向がやっぱり要るのではないかと思います。

(3) 地域で学ぶというところにも学校卒業後の学びの場の確保っていうのがあると思います。先日、厚労省が発表した概算要求を見ると、「特別支援学校卒業後における生活介護利用モデルの作成事業」という新規事業が提案されていて、学びっていうのはすごく重要視されてきている。福祉と重なり合うような状況でいいのかという議論もあるかと思いますが、この辺についてもいろんな費用を出していくということが、とても大事ではないかと思っています。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。ご意見を伺ったということで、よろしいですか。

○委員

意見が二つあります。

一つ目は、資料 3、めざすべき姿と課題の二つ目です。合理的配慮の浸透に対して、教育の質の向上として、聴覚支援学校の場合は、聞こえない子どもに、教える先生自身が手話で教えることができるかが課題になっていると思います。

大聴協では、大阪府指定管理業務として、聴覚支援学校に講師を派遣して、手話の指導をしています。でもそれだけでは足りないと思います。本当でしたら教員免許を取るときに、大学の教育課程の中で手話の勉強を続けないと手話は身に付きません。支援学校に配置されてから手話を身につけるのではなく、支援学校の先生を目指す時から学習するのが必要なことだと思います。

二つ目が、進路指導には先生と生徒だけではなく保護者も入ると思います。その時に保護者が聞こえない場合、先生との間に手話通訳が必要になってきます。ところが、いま大阪府立の高校の場合、手話通訳を相見積もりで決めているという課題があります。そうすると手話の技術が足りない人や、手話通訳者の試験に落ちた人たちが通訳として来るといった不満の声があがっています。情報・コミュニケーション法の中でも、きちんと情報保障を予算化することが載っています。学校に任せるのではなく、大阪府教育庁として、きちんと情報保障の予算化を計画していただきたいと思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。ご意見伺いましたので、反映させていただきたいと思います。次に行きたいと思いますが、一言二言お伝えしたいと思います。

障害者の権利条約では、障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないということが書かれてあります。一般的な教育制度というのは、どうしても日本の場合、小学校、中学校が話題になりがちですが、幼稚園も教育する機関で、大学までそうです。今、ほとんどの方が幼稚園から小学校、中学校、大学に至るまで、多くの方が関わってきますので、世代順とか年齢順で書かれてありますが、何か筋を通すような形で、乳幼児期から大人になるまでというような流れがわかるようなことを書いてもいいかと思います。

あと、たくさん改訂しないといけないと思うのですが、「自立支援推進校」「共生推進校」の充実と書いてありますが、おそらく、共生推進校は、少し人气がなくなってきたのではないかなと思っています。そのまま進めていいかどうか、教育庁の方で判断することかもしれませんが、ここに書かれてあるようなプランがそのままでもいいのかどうかということや、先ほどお話ししましたが、府立高校の普通校に中学校まで支援を受けていた生徒がたくさん入ってきて、普通校に支援が必要であった生徒が来ているが、関わる教員の方がそれに対応できてないという状況があるので、そういった環境の変化ということも十分に配慮して変えていく必要があるかなと思います。

また、たまがわ支援学校ができた時には、就職をかなり頑張るところで、ものすごい倍率になって、いくつか「たまがわタイプ」が出てきましたが、いま多分だんだんと人气が落ちてきていると思います。それは障がいのある生徒や保護者のニーズとか、社会状況が変わってきていると思いますので、教育庁とうまく連携をしていただいて、そのあたりのことをしっかりと踏まえて、変えていかないと、何か前提が全然違うようなことを書いてしまっては、残念なことになりますので、お願いしたいと思います。

もう一点、大学進学をする支援学校卒業の生徒も結構います。視覚障がいの学校、聴覚障がいの支援学校を出てきている生徒もいますが、支援学校の高等部は大学入学のための勉強ができないのです。先生が特別に授業を作ってくださいなどしているところもあります。そのあたり、一般的な教育制度から排除されないという前提に立てば、大学まできちりと行くことができるような教育環境に障がいのある人もしっかりとあるべきということを書けたらと思っています。

すいません。私から言えばなしになりますが、時間がないので最後「働く」について事務局の方から説明をお願いいたします。

【議題4：生活場面Ⅱ「働く」について】

○事務局

オンラインにて委員からご意見がチャットに入っていますのでご紹介させていただきます。「早期療育の場面で、児童発達支援のサービスを希望される保護者が、大変多くなっ

ているが、保護者の方は、おまかせしていれば大丈夫みたいなところでサービスにおまかせされるが、実際は家庭でのフォローということが大事ですので、そういった意味で、保護者に対する支援について計画の中で追加してもらえたら」との意見です。

それでは、議題 4「働く」についてご説明させていただきます。資料につきましては、事前説明で説明していますので、少し割愛させていただきますが、課題としては、障がい者就労の更なる拡大と就労定着に向けた関係機関の連携、全国的にも低い水準で推移している福祉施設での工賃水準、民間企業等での障がい理解の浸透や働き続けることができる職場環境づくりなどを課題というふうに挙げさせていただいております。施策の方向性につきましては資料に記載させていただいている通りです。

先日、大阪府障がい者自立支援協議会の就労支援部会が開催され、そちらの部会で、現行計画の進捗状況の報告とか、当事者も含めた委員の皆様から、現在の就労に対する課題とか、次期計画に必要な視点などのご意見ありましたので、ここで少しご紹介させていただきます。

- ・ 本人が働こうと思える教育環境づくりが必要。
- ・ 働く気持ちも大切だが、無理して働き続けて身体を壊してしまうのではなく、安心して職場を辞められるといった選択をできる社会であってほしい。
- ・ 障がい種別ごとに就労のめざすべき姿は違ってくる。
- ・ 在宅就労のアセスメントをするには、非常にスキルが必要となる。
- ・ 重度障がいの人が働くことができる重度障がい者等就労支援特別事業を使って、働く枠組みを広げることや、短時間雇用の好事例も踏まえて、さまざまな就労形態で働けることを打ち出して欲しい。

事務局からの説明は以上となります。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。ご意見ある方、いらっしゃいますか。

○委員

端的に 5 点ほどお話をさせていただきたいと思います。

(3) 障がい者が長く働き続けることができるというところで、長く働き続けられるということについて、先ほどの就労支援部会ですぐに辞められるという選択もいいのですが、職業選択の自由が保障されるようなものでなければいけないのかなと思っています。定着支援とずっと言われていますが、ずっと定着するのか、本当に長く働き続けられるのかということで辞められる自由と、もう一つ、職業選択の自由の拡大みたいなことを推奨するというのが 1 点です。

2 点目が、働き方ということで、特定短時間とかテレワークとか、多様な働き方が出ているので、そういうところを推進するような計画があるのかと思っています。

(1) 実際に多くの障がい者が働いているというところで、先般言われている雇用率ビジネスだとかA型事業所のグループ化だとか、そういうところで10分働いて、50分休憩とか、本当に働いているとみなされない労働の現場というのは散見される。法律では取り締まりないことはわかっていますが、例えば、モデルケースを作ってきちんと指導するような形にしていくとか、そのような計画が必要ではないだろうかと思っています。

働くところの質の問題というのは、大阪の場合、あまりにも事業所数が多く、特に大阪市は全国に比べてかなり異常なほど受給者数が多く、そのために利用者の取り合いが起ってくるし、質が低くなる。そういうところの総量規制とかも含めて考えるべきなのではないかというのが4点目。

5点目は、先ほど就労支援部会で言われていた、就労選択支援ができるにあたって、一つの軸となる多機関連携というのが本当に大事になってくる。学校も含めて、福祉の現場、企業と連携しながらやっていくことが必要になるので、その連携の部分のところの拡充ということを計画に盛り込んでいかないと駄目なのではないかと考えております。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。ご意見を伺いました。

○委員

就労も知的障がいは非常にメインとして必要なテーマです。

今、就労の事業所がすごく増えているのは、B型事業所だと思っています。A型事業所は減っています。報酬単価が下がると厳しくなって、B型事業所に代わると、今まで給料をもらっていたのに、工賃に変わったみたいな話も聞きます。

就労をしているその場所は、もちろん働く場ですので、きちんと役立って労働を提供するわけですから、厳しいことはわかっておりますし、本人も頑張ろうとしていますが、残念ながらそれだけではなくて、障がい福祉サービスになると、利用者がサービス事業所にお金を運んできてくれる人たちということで取り合いになるということが、悲しいと思っています。

良い支援を提供しよう、就労に繋いであげよう、その就労を支えようという気持ちではなくて、事業所に来てくれたら、報酬単価があって、それだけ請求ができるという考え方の事業所もあるというのが問題で、そこに雇用率ビジネスというものも大阪府でもどんどん広がっています。東京では、かなりの雇用率ビジネスで、B型事業所が更なる利用者の取り合いになっているという状況だそうです。

そんなことを考えたときに、「働く」というところに何を書くのか。やはり現状分析は非常に重要ですので、そこを丁寧にさせていただきたいというのが1点です。

もう1点は、障がい者就労のことは、常に就職したかどうかを重要視されて、就職できたらよかったと、定着支援と言っても2年3年です。ジョブコーチも期間がある。実は長

く働き続ければ続けるほど支援がなくなっていくと思います。そのなくなったところを誰がするのかと言ったら、障害者就業・生活支援センターですが、とても忙しくて、そんなに細かいことはできない。そうすると、また家族に帰ってくるのです。長く働き続けようと思ったら、支援がなくなっていくという現状、これはサービスとして仕方ないのかもしれませんが、そこをどうしていくのかという問題があるのかなと思っています。

もう1つは前にも言いましたが、生活介護とか療養介護というのは働くではないですよ。ここに入らないですよ。どこに入れようとされていますか。B型事業所は訓練等給付で働くことを目指しているけど、就職させてくれない事業所もいっぱいあって、ものすごく年齢を重ねてB型事業所にいる人もたくさんいます。本当は就職する力があるのにB型事業所に通いつけている人もいます。逆に就労していたけども、仕事を半分減らしてB型事業所に来る方もいます。生活介護だからといって、レクレーションばかりしているのではなくて、作業している人もいます。働くというのはどういう意味があるのですか。お金を得ることですか。そこもちょっと考え直してほしいです。生活介護で作業することがとても楽しくて、全然、賃金にはならないけど、一生懸命働いている人もいます。「働きに行く」と言っている人もいます。そう思ったときに、この計画どう書きますか、就職させること、就労率上げることを目指す計画にするのですか。

私は人の役に立ち、仲間と一緒に労働を提供したことに喜ぶ障がい者も入れていただきたいと思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

○委員

私が気になったのは、課題の三つ目の点なのですが、障がい者雇用率の段階的な引き上げを行い障がい者雇用の裾野が広がっている中というのが前半、後半が民間企業等での障がい理解の浸透や働き続けることができる職場環境づくりとあります。たぶん、多くの障がい種別を対象にはしているのですが、難病は障がい者雇用の対象ではなくて、依然として対象にならないです。やっぱりプライバシーとの関係もあるだろうし、いろんなことがあってそうならないのかと思うのですが、普通に就職活動して普通に働いている中で就職差別とかも見えない形で起こってはいるのですが、だからこの前半と後半を繋げてしまうと、限られた障がい種別の人のための文章になってしまうなと印象があります。

(1)の5つ目のところに、難病患者の雇用環境改善とあるのですが、今は、がんの病後の方とか慢性疾患の方でも医療技術が進歩していることで、何とか働きながらやっていけている人も増えている一方で、やっぱり理解がなかったりとか、周りの人がわからない、目に見えない障がいというところで、苦しんでいたり、働くことに繋がらなかったり

という方もいるので、ちょっと細かくなってしまうんですけど、「難病患者」に限らず「難病患者等」とするとか、いま難病の界限では『治療と仕事の両立支援』と言われますが、がんのところでも言われているので、この言葉とかを上手に使うとかして、いろんな病気と付き合いながら生きている人たち、目に見えない障がいの人たちが、より安心して働けるようにみたいな方向性が出せたらいいのかと思います。これも現行計画から考えると世の中が変わっている場面かと思います。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。ご意見を伺ったということでよろしいですか。

委員の雇用率を上げることだけでいいのですかというのは、現行計画を作ったところは雇用率というのがすごく福祉業界で盛り上がっていた時期ということがありましたけど、それも含めて今はやっぱり働きがいというところを評価しようという意見やそのタイプの事業所もできていますので、そのあたりのことも書き込んでいけたらいいなと思います。

あと現行計画の本文には難病についても、雇用のところでいろいろ書いてあると思います。引き続き、同じようにお困りの状況であるのにカテゴリに入っていないということだと思いますので、継続して書き込んでいけばいいかと思います。

はい。ありがとうございます。

私の方で、今回、計画に書き込むかどうかは別にして、何か世の中で今まで我慢していたけど本当にそれでいいのかなということの一つは、障がいのある方がB型で働いたときの工賃です。人は働くときには、憲法や法律で守られているように雇用契約を結んで働くのが大前提になっていて、働く場合は必ずそうしなきゃいけないと思うのですが、なぜかB型事業所は訓練という名で働くと、雇用契約はなくて、地域の最低賃金に縛られないことを何となく当たり前に行っていますが、世の中の多くの人にその仕組みを説明すると、時給が100円にもならないような環境で働いているのですかともものすごくびっくりされます。当たり前になっていますが、将来的には、何か根本的にそこら辺のところからも考えていかないといけないのかと思いますが、ご意見を聞いていたら、もっと現実的な部分で見えていかなければいけないところもあるかなとも思いますので、事務局の方で書く時には、今おっしゃっていただいたように、実情をしっかりと見て、課題に沿ったような内容を変えていくということが必要かなと思います。

大阪特有の課題という部分があると思いますので、全国的な課題と、大阪で起こっている課題というのもしっかりと書き込んでいただいて、またご意見をいただけたらというふうに思います。

○委員

今日の全体の皆さんの話を聞いて、すごく思ったのですが、今回、権利や尊厳を前に面に出して、やっていこうという社会参加、当事者参加というところで、社会参加するた

めの合理的配慮なので、障がい理解が浸透し、当事者参加が当たり前になる社会とかいうことで、そこに合理的配慮を入れていくとか、そういうものになればいいなと思いました。

あと、現実的に委員の話を聞いていても、明確に情報格差があるので、資料2の一番下のところに十分な情報・コミュニケーションを確保するとありますが、現実的に、障がいがある人ない人の間の情報格差を大阪府は何とかしますというふうに、変えてしまったらどうかと思いました。

やはり当事者参加がないと、その人を外したまま社会が動いていってしまう。

○黒田部会長

時間来ましたので、他にご意見ありましたら、メール等でまたお寄せいただけたらと思います。部会長として、最後に2点ほどお伝えしたいなと思います。

早期発見・早期支援のところは、これまでの計画でも、あまり厚みを持って書かれていないと思います。ですので、この内容をもう一度精査されて、いろんな課題も含めて書かれるということに注意した方がいいかと思います。

あと日本は、周産期の医療・保健の方たちの支援と、乳幼児健診等は世界的にもかなり進んで行われていて、役に立っていると思います。それはそれが有効であるってことはいいことだと思いますが、先ほど委員がおっしゃっていたように、早期発見よりか、支援のところの内容に厚みを持って書くのがいいかとは思いますが。発見のところで行くと、出生前検査とかいろんなところの話と絡んでくるので、それも検討しないといけないのですが、広がりすぎると関係なくなっちゃうところもあるかもしれないので、支援のところで書けばいいかと思います。

やはり入所施設と社会的入院に関しては、自分がもう何十年もの間、課題だと言って取り組んできているので、ものすごく気にはなっています。この形で出したときに、いろんな団体の方とか、いろんな方から多分だいたい言われるだろうなというのは思っているところもあるので、今日お話ししていただいた内容が、読んでいただいたらわかるように、次のステップへ進むというような形で書かれているということがわかるように工夫しないといけないと思いました。

すいません。事務局の方にお返しします。

○事務局

はい。事務局です。黒田部会長委員の皆様ありがとうございました。たくさん意見いただきましたので、事務局の方で整理したいと思います。よろしくお願いします。

第4回部会につきましては11月14日金曜日、同じくこの場所で開催予定です。今のところ2時間の議論の予定にはなっておりますが、詳細な時間は追ってご連絡させていただきます。

それでは本日の第3回部会についてはこれで終了させていただきます。委員の皆様ありがとうございました。